

第1予算審査特別委員会（第5日目）

H21.3.18(水) 10:00～

第二委員会室

開　　会　10：00

委員動静報告

委員長

8名出席。遅刻～田村委員。これより本日の会議を開く。

歳入

委員長

歳入の説明を求める。総務部長。

高橋部長

(歳入について説明する。)

委員長

説明が終わった。これより歳入、関連議案第24号、第26号及び第27号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

窪之内

① 全体として立てられた予算の額が大幅に変わることになるとかなり影響が出るわけで地方交付税は固いところで見込んだのか、それともある程度希望的な観測も含めて見込んだ数字なのか伺う。

② 収納率の目標は新タグ計画でも出されているが、19、20年度と収納率向上に努めてきたわけで見込んだ収納率を確保できるという見通しを持った数字と受けとめてよいか伺う。

③ 補償金なしの借換債がパーセントの変更などで今後そうした対応ができる可能性があるのか伺う。

④ P25、ごみ処理手数料については現在はごみ袋なので滞納が発生しないのはわかるが、旧制度で発生した滞納繰越金があると思うのでその金額について伺う。また、それは収入として見込めないということで計上されていないのかどうかを伺う。

吉井課長

① 地方交付税の歳入の見通しについては今までそうだが、国の地方財政計画、国、都道府県への情報収集、過去の経験値等に基づいておりこの額については確保できるものと見込んでいる。

② 今回の予算の収納率は新タグ計画の中で検討してきた収納率の数字そのまま計上させていただいている。新タグというのは8月ころに素案が作成されそのときの数字が最終的に平成21年度の予算の中に盛り込まれたという形になっている。それ以降非常に経済情勢が悪化してきている。その時点ではそれまでの前年収納率を若干上回る形で収納率の積算をして計上したところだが、さまざまな情勢変化があることを踏まえると非常に厳しい側面はあるが、掲げた目標なので何とか達成するよう努力していきたい。これからどうなるかわからないが達成の可能性は十分あると思っている。

④ 平成15年度からごみ処理手数料が従量制というか袋に変わったことで平成14年度分までの従来の徴収方法によるものの滞納分がずっとあった。それが14年度の最終納期分のみを残して以前に不納欠損処理されている。平成14年度の最終納期分が本年度整理されることになることすべての積み残しがなくなることになる。

③ 19、20、21年と公的資金、5%を超えるものを3年かけて借りかえをやつてきたが、5%を超える大きなものはこれで終わる。まだ率の低いものが残つており国で制度を設けていただければすぐに乗るが、今の国の財政状況等もあって厳しいと思っている。機会があればこれの継続とかもう少し安いものでも対応できるような要望等も検討したいと思っている。

他に質疑はあるか。

委員長

- ① 議案第 26 号「滝川西高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例」については、卒業生から求められる交付手数料を有料化するということで、今までゼロ円でなおかつ郵送料等も市が負担していたが、主に就職、資格試験といったまさに若い人たちが今いろんな困難の中でチャレンジしようとするときにこういったものがかかることになる。1通 400 円だがそのたびに振込手数料がかかる。若い人たちにとってこの 500 円、1,000 円というものが与える影響は非常に大きい。なぜこういう考え方が出てくるのか。卒業生に対する酷な条例になると思うがどう考えるか。他市の例等についても伺う。
- ② 議案第 27 号「滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例」について、学校 5 日制に伴う土曜日が今まで中空知広域市町村圏の構成市町に居住する小学生は含まないことになっていたが、有料になることで3館共通券の場合 240 円取られる。美術自然史館だけの場合小学生は 140 円取られる。これにかかわって本予算の中では計 9 施設の小中学生の有料化がされる。土曜日が休みになって施設を居場所とする子供たちが多くなることで無料化したのに、有料化にすることで小学生は普通ポケットに 100 円も入っていないので1回1回親にお願いすることになり貧困家庭は子供を行かせられないことになる。議案第 27 号及びこの歳入に反映されている関係について伺う。歳入にかかわって 9 施設の土曜日の小中学生の有料化によってそれぞれの施設が幾らずつの増収を見込んでいるのかも伺う。
- ③ P13、市民税及び固定資産税について滞納繰越分を 21 年度徴収するという点で幾ら滞納になっているのかということで毎年聞いているが、法人、個人のワースト 3、固定資産税と市民税のトータル、あるいは税別でもいいので示していただきたい。
- ④ P19、地方特例交付金で児童手当が 3 歳以下一律 1 万円ということで 19 年度から 21 年度まで財政措置されるということだが、現状の動きとしてこれがなくなったら大変なことになる。経過措置と言ってもこの部分をどこかで生み出すというのは無理である。経過措置が本当に 3 年でなくなるのかという点で今の時点での見込みや対策等について伺う。
- ⑤ P20、地方交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を引く形で出てくるが、地方交付税が新型交付税ということで 2 年目を迎える。基準財政需要額が昨年より幾らふえたのか、一方基準財政収入額が昨年より幾ら減少しているのか伺う。
- ⑥ 先ほどの経過措置について P37 の総務費委託金、道税徴収委託金で 3,200 万円減というのは税源移譲の激変緩和措置による減とのことで、これはまだ 21 年度、22 年度も残っているのか伺う。これがなくなった場合にどんな対策を立てているのかについても伺う。
- ⑦ P47、土地開発公社貸付金償還収入について最高時幾らだったものが今幾らになっているのか伺う。新タッグ計画の関係でこの貸付金がなくなるのは何年度か、それが達成できるような歳入予算になっているのか伺う。あわせて振興公社、グリーンズについても伺う。
- ⑧ 臨時財政対策債だが、2 億円の大幅増ということでトータルとして大変苦しいというか割り当てだと思うが、制度的あるいは国の地財計画との関係で割り当てがふえたということで割り当てるが 100% かどうか伺う。
- ⑨ 市債の主な起債の金利について伺う。
- ⑩ 資格取得、就職、学校に通うということで卒業証明書等を求めてくる卒業

生が多いのは事実である。ただその辺を考慮して400円という金額を設定させていただいており事務費等もかかっていることから理解願う。他市の例については市立高等学校では函館、釧路、岩見沢、旭川、帯広、札幌があるが、函館、釧路が21年度から徴収する予定で、旭川については道立学校と平成23年に統合する予定があるので徴収条例は制定しないということである。帯広市については法令で定められたもの以外は基本的に手数料を徴収しないという考え方からこの条例は設けていない。先ほど清水委員は郵送料は市が負担していると言わされたが、郵送料は切手を送っていただいているので自己負担していただいているところである。また振り込みでは行っていない。取りに来れない方については小為替を買っていただき郵送で送っていただくという形をとっている。

浦川副主幹

② 公共施設等の土曜日無料化の見直しに伴う21年度予算の計上の状況について説明する。美術自然史館、こども科学館については市内の子供分として7,000円、広域圏分として38万4,000円の増額を見込んでいる。郷土館については利用実績等を踏まえて増額分は見込んでいない。温水プールについては定期券利用が多いが、土曜日入館分、教室利用分として37万7,000円の増額を見込んでいる。どうぶつらんなどについては有料化等に伴って総体利用者数は減少すると想定しているので土曜の有料化に伴う分を改めて増額とは見込んでいない。体育センター、海洋センター等のスポーツ施設は指定管理で利用料金制のため予算の反映はない。またほとんどが定期利用、学校利用という実態があるので指定管理先としても増収になるような見込みは立てていない。航空動態博物館についても指定管理で利用料金制のため予算の反映はない。夏は基本的に全機がそろっていないので無料、冬については学校利用しかないので増額になることは想定されないと見込んでいる。

森副館長

② 議案第27号については中空知広域圏の小学生の無料化を廃止するということで中学生の土曜日は教育委員会規則である。議案については新タッグ計画でも議論いただいているが、適正な受益者負担と収支改善という観点から行うものなので理解いただきたい。平成20年度からパスポートを導入しているのでそちらのほうで利用いただければと考えている。小学生有料化ということだが引き続き教育的配慮の観点から授業で使う場合等については規則のほうで考慮したいと考えている。

千田室長

⑦ 振興公社の貸付金の最高限度額は19億円である。今年度は8億1,000万円を見込んでいるので10億9,000万円の減額になる見込みである。今自立化に向けて支援計画を立てているが、5年間の支援計画がうまくいくと25年後には貸付金が出ると想定しているところである。

⑨ 市債の主な起債の金利は2.0%で見ている。

③ これまで同様の質問をいただきその内容についてお示ししてきた経過については承知しているが、そういう税目、金額を申し上げることで個人、法人が特定できることがあるので答弁は差し控えさせていただきたい。

⑥ 19、20年については道の委託金が1件当たり4,000円だったが、21年から1件当たり3,300円と減になったことに伴う歳入の減である。

⑦ 最高時ということでわかる範囲では平成10年に予算で18億円を借りる予定になっていたが、21年度は12億3,500万円になっている。26年度末までに土地開発公社を解散すると想定した場合、約8億円弱の借入金が残ると考えている。

五十嵐副主幹

⑦ ふれ愛の里に関する貸付金だが、最終的に15年末において約5,000万円の

野澤副参与

運転資金の残があった。これを計画的に毎年返済し 21 年度末においては残が 3,580 万円になる予定だが、来年から 10 カ年において会社として新たな改善計画を策定しこの10カ年の中で計画的にこの3,580万円を返済していくと伺っている。基本的には利益の中からの返済となるので行政としてもできるだけ利益を計上してその中から返済していただくということで新タッグ計画でもお話をさせていただいたところである。

土橋主査

④ 育英事業貸付金償還収入についてだが、貸付のピークについては 15 年に 62 名ということで新規の貸付がピークに達している。18 年度の新規の貸付の廃止以降すべて順調に終わっており来年度に最後の貸付者への継続貸付が終了する。終了した後は償還事業のみになるが、償還年数については条例上 8 年が最長とされているので 29 年末で償還事業も終了の見込みとなっている。この不況下においていきなり失業されたり、生活保護世帯になる等の相談も受けているので 29 年末までの終了を目標値に設けてこちらのほうでも回収作業に当たっているところだが、分納相談等にも柔軟に乗りながら 29 年をめどに進めていきたいと考えている。

堀之内主査

⑤ 基準財政需要額は 21 年度 100 億 8,666 万 9,000 円、基準財政収入額は 38 億 8,596 万 1,000 円となっており差し引き 62 億 70 万 8,000 円と予算を立てている。ただ予算書 P21 では 61 億 5,449 万 8,000 円ということで差額の 4,600 万円については昨年もそうだったが留保財源として見ている。

景由主査

④ 地方特例交付金で児童手当特例交付金に対する交付金がいつなくなるかについての情報は今のところ押されていない。継続すると考えているが、仮になくなつたとしても 18 年度、19 年度における児童手当の拡大分に係る補てん分なので特例金で見られなければ交付税で見られるものと考えている。

⑧ 臨時財政対策債については平成 13 年度から交付税の一部を振りかえて地方で借りてくる制度に変わっているが、こちらについては 100% 交付税算定ということになっている。

堀之内主査

⑤ 補足させていただく。基準財政需要額及び収入額についてそれぞれの差ということだが、20 年度の実績ベースに対する 21 年度の予算ベースということでおよいか。（よし）20 年度実績ベースでいくと基準財政需要額が 101 億 1,237 万 3,000 円となり差し引きで 21 年度は 2,570 万 4,000 円の減となっている。基準財政収入額は 20 年度 40 億 2,451 万 8,000 円となっており対前年で 1 億 3,855 万 7,000 円の減となっている。交付基準額については 20 年度実績ベースで 60 億 8,785 万 5,000 円となっており対前年で 1 億 1,285 万 3,000 円の増となっている。

清 水

① 西高についてだが、こういうところで取ろうとするのは今の若い人に対する支援の気持ちがない。今の若い人はワーキングプアなので 400 円がない。そういうことを考えればこういう条例を発想すべきではない。若い人に対する支援とは逆行すると言えるのでこの議案は考え直すべきと思うが考えを伺う。

② 美術自然史館、こども科学館について聞きもらしたので伺うが、入館料有料化によって小中学生で幾ら見込んでいるのか。

③ 市民税、固定資産税のワースト 3 の額について個人が特定できるので差し控えたいという答弁だったが、昨年まではなぜ答えてくれたのか、なぜ急に考え方か変わったのか、その根拠は何か、特定できるという根拠は何か。個人情報の開示でも名前を墨塗りして出すのがある意味常識である。こうした委員会への報告はそういった関連した情報の提出の仕方に準じていただかないと困る

五十嵐副主幹

小峯副主幹

松澤事務長

森副館長

若山課長

林 課 長

ので根拠を整理していただきたい。場合によっては総務部所管の個人情報の委員会への提出のあり方についてまで踏み込んでお聞きしたい。

④ どうぶつらんどについては入場者が有料化で減少するので見込んでいないとのことだったが、そんな答弁が出るというのは一体何を考えているのか。小学校の低学年にしてみればこんないい土曜日の居場所はない。有料化したらゼロということは1人も来ないということである。100 円出してでも来る小中学生を何人と見込んでいるのか。規則改正前後での比較で伺う。

⑤ 土地開発公社で8億円を残して解散という説明がよくわからなかったので再度伺う。

⑥ 税源移譲に関する道の委託費が1件当たり 4,000 円から 3,300 円に下げられたとのことだが、これで税源移譲分に見合うものになっているのか伺う。

⑤ 土地開発公社は目標としては平成 26 年度末までに解散する目標を立てておりもし解散したときには総資産として9億8,000万円、そのうち借り入れが7億9,000万円と見込んでいる。その差が剰余金になるが、最終的には総資産を市に買っていただき借入金を解消することになると思う。

③ 先ほども申し上げたが昨年まで同様の質問に対して答弁していることは十分承知している。さまざまな情報を判断していただくために提供するという重要性も十分認識している。ただ滞納額や税目を個別に申し上げることは個人、法人が特定されるおそれがあるということで差し控えさせていただきたい。事実、以前もこういった形で答弁させていただいた後、それについてはここだろうというような話を伺ったこともある。私たちは地方公務員として、あるいは徴税吏員として守秘義務を課せられているのでそれらを勘案した上で今回については答弁を差し控えさせていただきたいということで申し上げた次第である。

① 確かに若い方もいるが既に三十数歳で次の道を選ぶ方、若い方でも次の道を選ぶ方、資格所得にしてもそうだがそれには何かしらの負担はかかるものなのでその中の一部という形で理解願う。

② 議案第 27 号にかかる小学生の有料化については 32 万 7,000 円を見込んでいる。規則改正のほうの市内中学生有料化については 3,000 円を見込んでいるところである。

④ 予算上としては子供の増加を見ているが、土曜日に関してどれだけふえるのかは想定できない。昨年土曜日の無料入場者数が 947 名ということでこの方々がそのままふえるとは予算上は考えていない。そういう中で総体的に増額としては見込んでいないが、子供の数としては昨年対比で 254 名の増と見込んでいる。

⑥ 道税の徴収委託金については税源移譲の前は徴収金額に対する 7% ということで示していたが、税源移譲に伴って 1 件当たり 4,000 円となった。19、20 年については各市町村のシステムの改修等があることと市民に対する P R 等があるということで 4,000 円の委託金だった。21 年度は本則の 3,000 円に戻ることだったが、今回公的年金からの特別徴収があるということで 300 円を加算した特例が設けられて 1 件当たり 3,300 円になった。古い滞納分の道民税については徴収した金額に対して 7% が加算されることになっているが、21 年度においては経過が 2 年以上たっていることで余り見込めないと考えておりこし課税される件数に 3,300 円を掛けて積算しているところである。税源移譲になってふえた分について見合うのかどうかは古いほうの積算は金額的に大体 4,500 万円くらいだったと思うのでそれを考えると 6,500 万円ほどの金額とい

うのはそれに見合っていると思っている。

森副館長

② 補足させていただく。先ほどの32万7,000円の中にはこども科学館の入館者分も積算されている。

清 水

市民税、固定資産税の数字を言えないことについての根拠はそれを答弁した後でそれはあそこだということが言われたとのことだったが、そういう質疑をしたことはないしそういう質疑はすべきでない。ただその数字を見てあそこかなということは十分あり得る。これは情報開示制度でも同じようなことが言えていくら墨塗りをしても想定がつくようなこともあるが、それが制度である。その制度がありながらこれは言えないというのは筋が通らない。そういう答弁でいいのか整理して答えていただきたい。

委員長

ここで休憩する。

休憩 11:12

再開 11:24

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。答弁を求める。

高橋部長

個人、法人が特定される、特定されるおそれがあるという実際の話での答弁があるのでこれについては慎重にならざるを得ないと考えている。一方情報公開の関係では正式に情報公開請求があった段階で判断することになるが、過去の状況、今のさまざまな判例等も踏まえ、必要に応じて審査会にかけて所管からの守秘義務の関係等々を判断することになると思う。

清 水

これと類することは氏名、印影を隠すというようにたくさんあり同じことが議会提出資料で行われている。AさんがBということをしたとする。Aさんのところを消すが、Bということをしたという資料が出されればAさんを特定することは可能である。今言っていることは税というものに限っての話なのか、それとも名称等が想定されるものはすべて議会には報告しない、情報開示条例で全部やってくれという所管の考え方なのか確認したい。

高橋部長

税の関係のやりとりの中での答弁ということで答弁させていただいた。

清 水

この問題については別の場でやるとする。丸めた数字ということで伺う。上位3人、3社で幾らの滞納額になっているかということで質疑をし直す。

小峯副主幹

それぞれの税目の滞納繰越額上位3件の合計額ということでよいか。（よし）

現在手持ちの資料がないのでこの場で即答することはできない。

清 水

委員会終了後で結構なのでお願いする。上位3社の滞納繰越というのはいろんな理由で回収できない、減らないということだと思う。例えば差し押さえようとしても国税が優先するとかがあると思うが、上位3人、3社の滞納はふえているのか減っているのか。もしふえているならその理由は何か伺う。

林 課長

ワースト3の状況を確認してみないとふえているのか減っているか答弁できないので理解願う。

清 水

傾向としての答弁をお願いする。

林 課長

ふえているところも減っているところもある。

清 水

ふえているところが問題である。上位にありながらそれでもふえている。当然差し押さえなどしなければならないわけで、なぜ差し押さえをできないのか、なぜふえ続けるのかについて伺う。

林 課長

うちの徴税吏員も日夜苦労して財産等を調べているが、差し押さえするものがいるということで手の打ちようがないこともある。そういう中にも整理回収機構といったところで債権者とも話をしてその一部を税に充てもらっているところもある。

- 清 水 整理回収機構と言ったが、現実に整理回収機構の対象になっている物件は何件くらいあるのか。
- 林 課 長 件数的に何件かは把握できない部分があるが、大きく残っているところについては整理回収機構がかかわっているところがほとんどと思っている。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で歳入、関連議案第24号、第26号及び第27号の質疑を終結する。
- 本日まで5日間質疑を行ってきたが、総括質疑への留保は、
- ① 社会福祉事業団への職員派遣の継続について
 - ② 議案第21号 滝川市の未来を担う子どもの子育て・子育ち環境づくりに関する条例の修正について
 - ③ 新生園に関する管理代行負担金の見直しについて
- の3件と確認してよいか。（よし）確認した。
- それではここで休憩する。再開は午後1時とする。
- 休 憩 11：33
再 開 13：00
- 委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。
- 総括質疑**
- 委 員 長 これより市長に対する総括質疑を行うが、審査の過程で特に留保された事項に限るので承知願う。清水委員。
- 清 水 ① 社会福祉事業団は民営化で市からの施設譲渡を円滑に受けていくに足る団体になっていかなければならぬ。ところが民営化されただけで自立にはほど遠い状況と考える。派遣については条例、要綱等ではなく契約で定められているものであり、1年間、2年間、3年間の職員派遣については必要であり、どうしてもそれをしなければとも滝川市の財産を譲渡できる状況には至らないと考えるので市長の考えを伺う。
- ② 議案21号の第13条について、この条例案が提出されたときと提出後では余りにも背景が変化している。市はこれまで平成17年に起きた事件を絶対に繰り返さない思いで全力を挙げていじめのない学校づくり、まちづくりをしてきた。しかし、3月に新たな事件が生じた中では、このような一般的な条文ではなく、これまでのやってきた経過を反映させるような、当市にはまだいじめを克服し切れてない、またどうしたら克服できるかということをみんなで真剣に考える必要があるといったことも含めた条例案に訂正することを求めたい。
- ③ 新生園に関してだが、他の施設の利益については当時資料要求をした状態なのでわかつていなかった。しかし、17年度から650万から20年度は800万強と約1割の経常利益が出るということについては、公募でなく非公募なので市として新タッグ計画を行っている中でここでもさらに絞り込むというような管理代行負担金の予算を組むべきではないのかということを伺いたい。
- 市 長 ① 社会福祉事業団として設立して以来、昭和51年の設立なので約30年近くたつ。社会福事業団という枠があるためになかなか自立できなかつたという背景があるようだ。どんな枠かというと理事長は原則として市町村長であり、市職員が理事に加わることも条件であり、事業団の職員の待遇は地方公共団体の職員に準ずるというたがもある。そのことがなかなか自立を促進するということにならずにずっと市職員を派遣してきたということにもつながっている。しかし、ここに来て状況が変わってきた。どんどん民間においてサービス事業者がふえてくるという意味では競争も厳しくなってきた。そして指定管理者制

度もスタートした。行政として競争原理が働く形になったときに今の社会福祉事業団の形でいいのか、職員が路頭に迷うことにならないかということが問題意識の一端としてあって一般社会福祉法人化で自立の道を歩み、そういう歩みと呼応するように市職員の派遣を削減してきた。市職員の派遣を続けることが自立化に結びつかないと、そして自立に向かうような準備を整えてきて21年度の対応を行う。それは自立化するためである。そういうことをまず理解いただきたい。自立ということは社会福祉事業団だけということで考えているのではなく土地開発公社、あるいは第三セクターも含めてトータルなプランの一環として進めていることでもある。

② 通称こども未来づくり条例についてだが、こういう条例をつくってしかも条項に虐待及びいじめへの対応ということで明確に規定したというのは、ある意味で画期的な規定と思う。それはやはり江部乙小学校におけるいじめの実態からこの第13条を定めたことで画期的だと思っている。第1条にも規定しているようにあくまでもこの条例は基本理念を定めた条例である。基本理念としてこの定めは適切な定めであると思う。具体的にこの理念をどう実現するのかということもこの条例に書いてある。第16条に総合的な計画を策定する、第17条に同計画の結果は評価して公表するとある。今回の明苑中学校における出来事で教育委員会において取り組んできたことが教育現場において伝わってきたのかどうかということを十分検証してもらう必要があると思うのと同時に、そういう実態を勘案しながら16条に定める総合的な計画を策定して的確に対応していくというふうに考えているのでこの13条の規定はこれを変更する考え方を持っていない。

③ この運営管理代行負担金は一般の公の施設の委託料とは異なる。背景に介護給付費があるからで、この介護給付費は国で定めた基準によって施設に支払われるべきものである。したがって支払い根拠は国で示される算出額が基本になっている。これが経営状況がいいから減額するとか経営状況が悪いから増額するとかそういう介護給付費の性格になっていない。したがってこれを減額することはできないと申し上げておきたい。一方幸いなことに赤字経営でなく黒字経営をしている。一般社会福祉法人化においては法律改正によって経営性ということも重視されるようになった。私は非常に安定的な経営、将来のことを考えていく上でもこの状況は好ましい状況と思っている。

清 水

① 市職員の派遣の必要性だが、これは11月に厚生常任委員会に出された事業団委託の計画書である。これによると3月上旬には財産処分、3月末には土地建物売買契約を締結して4月1日から自主運営をスタートさせるという計画がわずか4カ月前に出されている。ところが3月9日の新タッグ計画特別委員会では今後3年間譲渡に関しては検討するということで3年間延長したという経緯がある。そういう経過を踏まえて質問したわけで市長の言われるような滝川市から職員の派遣が続くと自立できないというような一般論で聞いているのではない。やはり事業団に何か自立にはほど遠い出来事が生じているからこそたった4カ月の方針が崩れて3年間考え直すことになっている。それだけ大きな変化の中で滝川市が派遣をやめると対等な立場なのでまず市長の意向が事業団の自立に向けては働くなくなる。しかし譲渡先として市民や議会の認知を得てきた経過から言えば市がきちんと事業団を3年かけてよくしていくことが求められている。そのためには派遣が必要であり今の事業団の中の経営陣ではどう変えても自立にはほど遠い経営能力と思うので考えを伺う。

② こども未来づくり条例についてだが、計画と評価の条項も設けてあるということはよく理解できる。しかしこれは特に条例がなくともずっとやってきていることで当然のことである。あえて条例化するということで言うと実態をきちんと踏まえてどこをどう変えるのか実態との整合性が条例には求められると思う。13条では何人もこどもに対して虐待及びいじめをしてはならないとあるが、これを書くことで何か改善があるのか。市は、関係機関と連携し、未然防止、早期発見及び救済のために必要な措置を講じなければならないといったことを書いただけでこれだけ全国でも深刻な状況に置かれている滝川のいじめ問題が変えられるのか。どうせつくるなら10歩も100歩も踏み込んだ条例にしなければならない。全く効果がないとは言わないが余りにも一般的過ぎる。市長はかつて滝川市をいじめ問題で日本一の町にすると高らかに表現された。4年を経て日本一どころか日本で最低レベルの取り組み実態の町になってしまった。今までの繰り返しではいけないということを踏まえてもっと踏み込んだ内容の条例にする考えについて伺う。

③ 事業団は一般の公の施設と同等ではない。措置費のようなものだから全額それは負担金に払わなければならないと言われた。全国で同様の福祉施設と言われるもののが公募で行われている例がたくさんあると思うが、そういう施設はすべて措置費を下回る金額で指定管理代行契約をしていないのか。そうすると最低制限価格が地面の利となって契約金額は同等だが他の面で優劣を決めて競争させるということになっているのか、それとも措置費を下回って指定管理代行をしているのか実態を検討する必要がある。滝川市我が道を行くということではないと思う。事業団の約10施設でどれだけの利益が19年度決算で出ているかと言うと5,873万円である。そのほかの50施設くらいで1千数百万円ということで事業団だけがなぜこんなに利益を上げているのか。その原因は措置費を下回る管理代行をしないという考え方、まさに市長が言われたことにほかならない。保育園は2園で2,800万円の利益を上げているが、市の超過負担は2,000万円近くある。保育所の運営で市は2,000万円近くの赤字を出し、管理代行を受けた事業団は同じ保育所でそれより多い黒字を出す。これはどう考えても整理がつかない。その場合であれば保育園については直営にする方針を検討するなどして市の支出を減らしながら保育の質も高めるということで同じようなことを事業団に対する管理代行委託で考える必要があると思うが考えを伺う。

市 長

① 施設の委譲を行うことについて今新タッグ計画を策定中なので3年間延ばしたという認識はない。3年計画に盛り込むという趣旨で計画には盛り込みたい。今まで派遣職員を削減してきたが削減してきたことで自立を阻害しただろうか。そういう実態は認識していない。ますます自立の道を進んできたと思っておりその延長線上にタッグ計画に盛り込む施設の譲渡による完全自立ということがあると思っている。職員を派遣し続けると自立の道はほど遠くなると思っている。

② こども未来づくり条例が余りに一般的過ぎることだが、条例でこういう種類の規定をしている自治体はそうたくさんはないと思う。いじめの絶無を図るということを基本に置いてこども未来づくり条例に1条をさいて理念を明確に規定したことではある意味画期的な規定だと思っている。要はこの規定をどういうふうに効果的に運用していくのかが今求められていることである。質問にあったように再び心配なことが起きた。こういうことを背景に置い

て一体絶無を図るためにはどうしたらいいかという具体的な手を打っていくということである。手を打たなければ条例違反である。そういう認識でいじめの問題については対応していきたい。

③ 全国的に調査はしていないので調査はする。先ほど答弁したようにこの運営管理代行負担金は介護給付費が背景にありその介護給付費については国が定めた基本に基づくということを改めて申し上げておきたい。

清 水

① 市長は3年間引き延ばすとは考えていない、3年計画に盛り込む考えだと言わされたが、タッグ計画では23年まで計画という矢印が書かれている。この書類の統一した書式というのは矢印が検討は23年までであれば23年まで検討というふうに私たちは考えていた。3年計画に盛り込む考えということだが、ということは極端な話、来年度、年度途中の譲渡もあり得るということなのか伺う。

② 他市の例を調べていないということだが、恐らく措置費の額を最低限度の額として競争するというのは選定が非常に困難と思うので措置費を割り込んでの契約もかなり行われていると思う。それが逆に福祉の質の低下を招いているという点でそれがいいとは全く思っていない。一方で5,900万円程度、21年度は江部乙保育所も2年目に入り6,000万円を超えることが容易に想像できるが、そういった利益を事業団はどういうふうに使うのか。4・6通知が見直しされて事業団職員の市職員の待遇に準ずるといった待遇がどんどん落ちていくことが予想される中で、そういった待遇に充てるとかそういうことを指定管理代行契約でうたうことができると思う。市が赤字で事業団は黒字なのは仕方がないということではなくそういう形で黒字がはっきり出ている以上、市の考えを尊重するようなお金の使い方をしてもらうような契約をすることについての考えを伺う。

市 長

① 再々お答えしている。新タッグ計画もこれまでの計画もそうだが、条件が整えば早くやるのが当たり前で条件が整わなければ計画がずれることもある。計画期間中に計画したものについては超えない最善の努力が必要であるということについてはすべてのことについて言えると思う。これは職員派遣という質疑の留保の枠外ということで委員の皆さんのお許しをいただきたいと思う。

② どういう状況かは調査するが、1点目の質問と関連するのでお許しをいただいて触れなければならないと思う。施設を譲渡して自立化を図る以上永続的に、計画的にやってもらわなければならぬのでその担保が取れるのかということが重要なことだと思う。赤字垂れ流しの状態の中で古くなった施設の扱いをどうするのかといった担保なしにかなりの福祉施設を運営してもらうことになるのでそういうことも同時に点検をしなければならない。そして条件が整ったときに議会における議案審議をしていただきたいと思っている。

清 水

社会福祉事業団は600人を超えるような法人ということで、放っておいて本当にこれだけのことを事業団が経営できると思っているのか。

市 長

委託料を払っているわけなので放っておくということではない。当然予算執行にかかわって必要な調査、指導は行える。あるいは監査事務局、監査委員もそういう権限を持ち、議員の皆さん方も予算を通じてチェックができると思う。指定管理者制度になったときにいつまでも1社だけの状況でいいのか、競争原理を働かさなければいけないとなったときに今働いている人が路頭に迷うことにならないのか、そうしないためにはどうしたらいいのかというのが問題意識である。そういう方向に問題意識をしっかりと達成する道を考えいかなければ

委員長
清　水

ならないと考えている。放っておくというつもりは全くない。

通告内容からずれないとお願いする。

私はあくまでも派遣職員を続けるのは事業団の経営能力を確立するために必要という立場で質疑をしているが、市長は現実から目をそらしてはいけないと思う。現在社会福祉事業団に経営という点で経験を蓄積してきた職員がいるのかと見たときにいないと思う。市の元職員だった方が嘱託で総合施設長をしており、市を退職した方が中途採用されて左遷されたり、市に55歳で入った方が59歳で辞めてすぐまた正職員で採用されて経営トップに返り咲くなどの実態を真正面に据えないと事業団の経営能力を高めることはできないと思う。3年間なら3年間きちんと支えて場合によっては職員に事業団に移っていただくといつたことも入れないと経営的な自立は望めないと危惧して質疑を行っている。最後にもう1度伺うが今いる社会福祉事業団の職員でこれだけの施設をすべて経営していく能力が短期間に確立できるのか伺う。

市　長

一般社会福祉法人化は19年に突然行われたわけではない。一般社会福祉法人化をするために自立する体制を考え一般社会福祉法人化していただいた。今の形が完成形とは思わないが、着実に自立化の道を実質的にも歩んでいると思っている。その中身として若い職員の責任感や登用といったことがかなり進んできており好ましいことである。今まで社会福祉事業団のときは必要な職員をみんな送り込んでいたわけなのでプロパー職員が育たないというのもある意味で当たり前だった。プロパー職員は育ちつつあり完成品とは思わないが、自立化の道を着実に歩みつつあるということだけは申し上げておきたい。危惧をしていただくというのは議員としての責任を果たされることでありがたく思うが、委託をしている以上は委託の仕事がしっかりと行われるようにチェックするのが行政の仕事だと思っており実質自立できるように指導していくのも行政の仕事だと思っている。したがってこれ以上市職員を送り込んで派遣するのを継続するのはその方向に反することだと思っている。

委員長

以上をもって市長への総括質疑を終了し、すべての質疑を終結する。

それでは討論に入る。討論順序については初日に決定しているとおり、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順となるが、審査の経過から会派代表に限らず討論を行いたいと思うが異議はないか。（なし）そのように決定する。最初に新政会、本間委員。

討論

本　間

本委員会に付託された平成21年度一般会計歳入歳出予算及び関連議案について新政会を代表し、その認定を可とする立場で意見を付して討論する。

委員長
荒　木

次に市民クラブ、荒木委員。

市民クラブを代表して第1予算審査特別委員会に付託された平成21年度滝川市一般会計歳入歳出予算及びその他関連議案に対し賛成の立場で討論する。

委員長
副委員長

次に公明党、三上副委員長。

公明党を代表して当委員会に付託された平成21年度滝川市一般会計予算案及び関連議案すべてに対して賛成の立場で討論する。

委員長
清　水

次に日本共産党、清水委員。

日本共産党を代表して議案第1号 平成21年度滝川市一般会計予算、議案第21号 滝川市の未来の担う子どもの子育て・子育ち環境づくりに関する条例、議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例、議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例を否とする立場

で、また議案第17号、第18号、第19号、第24号、第25号、第28号、第31号、第35号、第36号、第38号を可とする立場で討論する。

委員長

窪之内

次に窪之内委員。
無所属女性の会・窪之内美知代です。第1予算審査特別委員会に付託された議案第1号 平成21年度滝川市一般会計予算及び関連議案第17号から第19号、第21号、第24号から第28号、第31号、第35号、第36号、第38号のすべてを可とする立場で討論する。

委員長

以上で討論を終結する。

討論要旨については整理して3月27日までに事務局へ提出願う。

採決

委員長

これより採決を行う。先に反対討論のあった議案のうち

議案第1号 平成21年度滝川市一般会計予算を挙手により採決する。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。（7：1）
挙手多数である。よって本案は可とすべきものと決した。

議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育ち環境づくりに関する条例を挙手により採決する。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。（7：1）
挙手多数である。よって本案は可とすべきものと決した。

議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例を挙手により採決する。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。（7：1）
挙手多数である。よって本案は可とすべきものと決した。

議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例を挙手により採決する。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。（7：1）
挙手多数である。よって本案は可とすべきものと決した。

次に残りの

議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例

議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

の10件を一括採決する。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はないか。（なし）

異議なしと認める。よって、本案はいずれも可とすべきものと決した。

お諮りする。委員長報告については正副委員長に一任願えるか。（よし）

そのように決定させていただく。

以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。

この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許したいと思う。

市 長 (挨拶する。)

○山口委員長、三上副委員長退任の挨拶をする。

委 員 長 以上をもって第1予算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 14：18